証券コード　3063
平成27年５月12日

株　主　各　位

名古屋市中区栄三丁目４番２８号
株式会社ジェイグループホールディングス
代表取締役社長　新　田　二　郎

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年５月27日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年５月28日（木曜日）午前11時00分
（開催時刻が昨年と異なっておりますので、お間違えのないようご注意願います。）

２．場　　所　名古屋市西区牛島町６－１
名古屋ルーセントタワー16階　会議室

３．目的事項

報告事項

１．第14期（平成26年３月１日から平成27年２月28日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第14期（平成26年３月１日から平成27年２月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役２名選任の件

第４号議案　監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.jgroup.jp/）にて掲載させていただきますのでご了承ください。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年３月１日から
平成27年２月28日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の金融政策や経済政策から株価回復が持続し、緩やかな景気回復基調にあるものの、消費税増税の影響により消費マインドは低調に推移しており、先行きは不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、原材料価格の高騰に加え、人材不足やそれに伴うアルバイト時給の上昇など、人件費の増加傾向が続いており、引き続き厳しい経営環境となっております。

このような環境のもと、当社グループでは、中長期計画の達成を目指して新規出店に注力し、事業規模の拡大に取り組みました。これらにより、17店舗を新規出店、７店舗を新規取得するとともに、６店舗をリニューアルオープンし、平成27年２月末日現在の業態数及び店舗数は、57業態130店舗（国内129店舗、海外１店舗）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は13,665百万円（前連結会計年度比19.7%増）、営業利益は67百万円（前連結会計年度は営業損失63百万円）、経常利益は99百万円（前連結会計年度は経常損失31百万円）、当期純利益は28百万円（前連結会計年度は当期純損失139百万円）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

ａ．飲食事業

新規出店に注力するとともに、運営会社の株式取得や譲受により７店舗を新規取得いたしました。

新規出店におきましては、平成26年３月に、「舌一（タンピン）」（愛知県豊田市）及び「88 huithuit（ユイットユイット）ららぽーとTOKYO-BAY」（千葉県船橋市）、４月に、「猿Cafe（サルカフェ）愛知学院大学名城公園キャンパス店」（名古屋市北区）、「88 huithuit 名駅店」（名古

屋市中村区）、「The Oyster Bar Kobe（ザオイスターバーコウベ）」（神戸市中央区）及び「The Oyster Bar Shizuoka（ザオイスターバーシズオカ）」（静岡市葵区）、５月に、初のビアガーデン運営となる「静岡パルシェビアガーデン」（静岡市葵区）の出店に加え、「爽鶏屋（そうどりや）名駅三丁目」（名古屋市中村区）、「猿Cafe町田マルイ店」（東京都町田市）、「二六丸（ニロクマル）名駅店」（名古屋市中村区）、７月には、１年間期間限定の物産展型居酒屋「鹿児島うまかもん市場」（名古屋市中村区）、９月には、テイクアウト惣菜店「九州うまかもん屋」（岐阜県各務原市）及び新業態「MARCADO（マルカド）」（神奈川県川崎市）、12月には、「芋蔵イオンモール岡山店」及び「88 huithuit イオンモール岡山店」（岡山市北区）、「The Oyster House Koshigaya（ザオイスターハウスコシガヤ）」及び「88 huithuit イオンレイクタウン」（埼玉県越谷市）をオープンいたしました。

既存店におきましては、「ガチ韓Lucent（ガチカンルーセント）」（名古屋市西区）を「伊助（イスケ）」、「88 huithuit 泥江町店」（名古屋市中村区）を「tantan（タンタン）」、「庵GURA（アグラ）金山店」（名古屋市熱田区）を「爽鶏屋金山店」、「88 huithuit栄広小路店」（名古屋市中区）を「The Oyster Bar Nagoya（ザオイスターバーナゴヤ）」としてリニューアルオープンするなど、６店舗を改装いたしました。また、「ほっこり日本橋店」（東京都中央区）を賃貸借契約期間の満了に伴い閉店いたしました。

その結果、飲食事業における売上高は12,206百万円（前連結会計年度比21.0%増）、営業利益は524百万円（同66.1%増）となりました。

ｂ．ブライダル事業

「LUCENT Mariage Tower（ルーセントマリアージュタワー）」が堅調に推移いたしました。また、「LA ETERNITA（ラ・エテルニータ）」について、下半期以降の挙式獲得に向け、平成26年８月下旬から９月上旬にかけて改装に着手いたしました。その結果、ブライダル事業における売上高は973百万円（前連結会計年度比1.2%増）、営業利益は69百万円（同12.6%増）となりました。

ｃ．不動産事業

テナントビル「ダイヤモンドウェイ」や「G-SEVENS（ジーセブン）刈谷」などの賃貸収入に加え、グループ会社間の賃貸収入が堅調に推移いたしま

した。また、平成26年11月に、独立支援の一環として、全フロアを当社グループから独立した社員が運営する飲食店ビル「ジェイチル名駅」（名古屋市中村区）を開設いたしました。その結果、不動産事業における売上高は1,732百万円（前連結会計年度比9.8%増）、営業利益は160百万円（同28.7%増）となりました。

ｄ．その他の事業

広告代理業及び卸売業等のその他の事業における売上高は877百万円（前連結会計年度比9.0%増）、営業利益は58百万円（同3.9%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、1,520百万円（店舗の賃借等に伴う差入保証金131百万円を含む）で、その主なものは、下記の新規出店、改装等によるものであります。

	物　件　名	開業日・改装日
新規出店	舌一	平成26年３月１日
	88 huithuit ららぽーとTOKYO-BAY	平成26年３月14日
	猿Cafe　愛知学院大学名城公園キャンパス店	平成26年４月２日
	88 huithuit　名駅店	平成26年４月17日
	The Oyster Bar Kobe	平成26年４月18日
	The Oyster Bar Shizuoka	平成26年４月30日
	静岡パルシェビアガーデン	平成26年５月１日
	爽鶏屋　名駅三丁目	平成26年５月12日
	猿Cafe　町田マルイ店	平成26年５月16日
	二六丸　名駅店	平成26年５月27日
	鹿児島うまかもん市場	平成26年７月１日
	九州うまかもん屋	平成26年９月26日
	MARCADO	平成26年９月29日
	芋蔵　イオンモール岡山店	平成26年12月５日
	88 huithuit　イオンモール岡山店	平成26年12月５日
	88 huithuit　イオンレイクタウン	平成26年12月12日
	The Oyster House Koshigaya	平成26年12月12日
改　装	伊助	平成26年３月１日
	tantan	平成26年３月６日
	爽鶏屋　金山店	平成26年３月10日
	TODOS　コレット・マーレみなとみらい店	平成26年６月12日
	TODOS　渋谷道玄坂店	平成26年７月８日
	The Oyster Bar Nagoya	平成26年９月１日

③　資金調達の状況

該当事項はありません。

④　事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥　吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成26年３月１日にサンクスマインド株式会社の全株式を取得し、連結子会社としております。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 11 期 (平成24年２月期)	第 12 期 (平成25年２月期)	第 13 期 (平成26年２月期)	第 14 期 (当連結会計年度) (平成27年２月期)
売　上　高（千円）	9,514,434	9,966,236	11,419,622	13,665,612
経常利益又は損失（△）（千円）	266,564	65,784	△31,992	99,627
当期純利益又は純損失（△）（千円）	122,585	24,746	△139,126	28,872
１株当たり当期純利益又は純損失（△）　（円）	3,979.66	769.51	△18.40	3.61
総　資　産（千円）	6,437,641	6,947,102	7,706,114	8,659,951
純　資　産（千円）	1,570,400	1,626,338	2,030,418	2,026,643
１株当たり純資産額　（円）	50,799.00	49,958.19	253.92	253.02

②当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 11 期 (平成24年２月期)	第 12 期 (平成25年２月期)	第 13 期 (平成26年２月期)	第 14 期 (当事業年度) (平成27年２月期)
売　上　高（千円）	8,852,256	5,402,880	2,256,177	2,571,704
経　常　利　益（千円）	243,331	41,740	24,516	69,824
当期純利益又は純損失（△）（千円）	129,956	20,859	△19,871	8,219
１株当たり当期純利益又は純損失（△）　（円）	4,218.94	648.65	△2.63	1.03
総　資　産（千円）	5,788,210	5,905,982	5,419,003	5,991,339
純　資　産（千円）	1,499,009	1,560,869	2,104,605	2,100,248
１株当たり純資産額　（円）	48,489.67	47,947.09	263.19	262.22

（注）当社は、平成25年９月１日付で普通株式１株につき200株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ジェイプロジェクト	10,000千円	100.0%	飲食事業
株式会社ジェイブライダル	10,000千円	100.0%	ブライダル事業
株式会社ジェイメディックス	10,000千円	100.0%	広告代理業
株式会社ジェイトレード	5,000千円	100.0%	食品等の卸売業
株式会社ディアジェイ	5,000千円	100.0%	飲食事業
株式会社ジェイキャスト	5,000千円	100.0%	人材関連事業
株式会社ジェイエイト	8,000千円	100.0%	飲食事業
株式会社SARU	5,000千円	100.0%	飲食事業
サンクスマインド株式会社	30,000千円	100.0%	飲食事業
株式会社ジェイグループインターナショナル	5,000千円	100.0%	海外事業の統括・管理
NEW FIELD HONOLULU, INC.	1,000米ドル	100.0%	飲食事業

(注) 1．当社の連結子会社は、上記の子会社11社であり、持分法適用関連会社は２社であります。

2．平成26年３月１日にサンクスマインド株式会社の全株式を取得し、連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は次のとおりであり、経済情勢、市場動向、競合状況などの経営環境を勘案しながら、適切に対処してまいります。

① 人材育成

当社グループにおいて最も重要な経営資源は「人」であり、サービス向上の原動力、他社との差別化の源泉として、創業より「人間力」を最も大切にしてまいりました。今後とも、従来から力をいれております新卒採用の強化に加え、社員教育や幹部人材の育成、独立支援制度の充実など、人材育成に積極的に取り組んでまいります。また、パート・アルバイトスタッフにおいても、スキルアップ制度や福利厚生制度の充実に取り組んでまいります。

② 情報システムの活用

事業規模の拡大に伴い、店舗数や社員数が大幅に増加しております。今後の成長を見据えて、社内における情報共有の円滑化を図り、必要な情報をスピーディーに活用していくため、また、管理業務の効率化、省力化を図るため、情報システムの充実に取り組んでまいります。

③ 原価管理

外食業界におきましては、原材料価格の高騰傾向が続いております。当社グループでは、最も店舗数の多い芋蔵業態でのメニュー管理の統一、標準原価管理等を進めてまいりました。今後、芋蔵以外の業態におきましても、原価管理手法の改善に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年２月28日現在）

当社グループは、飲食事業を中心に、ブライダル事業、不動産事業及びその他の事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

① 飲食事業

居酒屋、レストラン等での飲食サービスの提供を行っております。

② ブライダル事業

結婚式の企画運営、挙式・披露宴サービスの提供を行っております。

③ 不動産事業

不動産の賃貸及び管理業務等を行っております。

④ その他の事業

広告代理業、食品等の卸売業及び有料職業紹介事業等を行っております。

(6) 主要な事業所（平成27年２月28日現在）

本　　社　名古屋市中区栄三丁目４番28号
東 京 支 店　東京都港区西麻布一丁目８番12号

営業店舗

業態別	店舗数	都道府県別
芋蔵	29	東京都13店 愛知県９店 神奈川県３店 宮城県１店 静岡県１店 京都府１店 岡山県１店
猿Cafe	10	愛知県７店 東京都２店 静岡県１店
ほっこり	7	愛知県３店 東京都２店 宮城県１店 静岡県１店
てしごと家	6	愛知県３店 千葉県１店 東京都１店 神奈川県１店
その他	72	愛知県39店 東京都12店 静岡県６店 神奈川県３店 千葉県２店 埼玉県２店 兵庫県２店 宮城県１店 岐阜県１店 京都府１店 大阪府１店 岡山県１店 海外１店

（注）猿cafeの店舗数はフランチャイズ店舗を除く当社グループ直営の店舗数であります。

(7) 使用人の状況（平成27年２月28日現在）

①企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
飲食事業	514（598）名	75名増(48名増)
ブライダル事業	11（８）名	－
不動産事業	4（－）名	－
その他の事業	19（６）名	2名減（4名増）
管理部門	44（１）名	13名増（　－　）
合計	592（613）名	86名増(52名増)

（注）使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
46(1)名	16名増(-)	33.0歳	5.2年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成27年２月28日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社りそな銀行	1,255,314
株式会社商工組合中央金庫	883,250
株式会社日本政策金融公庫	413,840
株式会社関西アーバン銀行	447,250
株式会社百十四銀行	379,670

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（平成27年２月28日現在）

①　発行可能株式総数　18,000,000株
②　発行済株式の総数　8,196,400株
③　株主数　12,790名
④　大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社ニューフィールド	2,022,000株	25.29%
サントリービア＆スピリッツ株式会社	300,000株	3.75%
松永圭司	214,000株	2.68%
安田博	206,000株	2.58%
新田二郎	200,000株	2.50%
林芳郎	192,000株	2.40%
二村篤志	146,000株	1.83%
林裕二	144,400株	1.81%
新田浩雅	120,800株	1.51%
生井嘉幸	120,000株	1.50%

（注）１．持株比率は自己株式（200,035株）を控除して計算しております。
　　２．上記大株主には、自己株式（200,035株）は含まれておりません。

３．新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年２月28日現在）

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他、新株予約権等に関する重要な事項

① 第１回有償新株予約権（平成26年４月22日取締役会決議）

新株予約権の数　3,000個（新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額　１個につき600円
新株予約権の行使価額　１株につき514円
新株予約権の行使期間　平成26年６月１日から平成36年５月11日まで
新株予約権の行使条件

イ．割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額（但し、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に40％を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

ロ．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

ハ．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

ニ．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

新株予約権の取得条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 第２回有償新株予約権（平成26年４月22日取締役会決議）

新株予約権の数　2,340個（新株予約権１個につき100株）

新株予約権の払込金額　１個につき700円

新株予約権の行使価額　１株につき514円

新株予約権の行使期間　平成26年６月１日から平成33年５月11日まで
ただし、当該権利行使期間開始日は、平成27年２月期有価証券報告書提出日の翌日とする。

新株予約権の行使条件

イ．各新株予約権者は、平成27年２月期乃至平成31年２月期の有価証券報告書における連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書）に記載される経常利益が、下記（ⅰ）乃至（ⅳ）に掲げる一定の水準（以下、「業績判定水準」という。）を超過した場合、各新株予約権者が割当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）までの個数を、業績判定水準を超過した期の有価証券報告書の提出日の翌日以降行使することができる。なお、適用される会計基準の変更等により経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

（ⅰ）業績判定水準：経常利益３億円　　行使可能割合：40％
（ⅱ）業績判定水準：経常利益５億円　　行使可能割合：70％
（ⅲ）業績判定水準：経常利益10億円　　行使可能割合：90％
（ⅳ）業績判定水準：経常利益15億円　　行使可能割合：100％

ロ．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

ハ．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

ニ．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

新株予約権の取得条件

イ．当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

ロ．新株予約権者が権利行使をする前に、前記「新株予約権の行使条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

４．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年２月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	新田二郎	
取締役副社長	林芳郎	株式会社ジェイブライダル代表取締役
常務取締役	安田博	グループ監査室長 株式会社ジェイプロジェクト監査役
常務取締役	林裕二	株式会社ジェイプロジェクト代表取締役
取締役	赤工朝飛	管理本部長
常勤監査役	安達幸子	
監査役	黒田和貴	黒田和貴税理士事務所代表 税理士 株式会社ジェイメディックス社外監査役 株式会社ジェイブライダル社外監査役 株式会社ジェイトレード社外監査役 株式会社ジェイキャスト社外監査役
監査役	細野順三	freebalance株式会社代表取締役 株式会社カランド社外監査役 ソルト・コンソーシアム株式会社 社外監査役 株式会社海帆社外監査役

（注）１．常勤監査役安達幸子氏、監査役黒田和貴氏及び監査役細野順三氏は、社外監査役であります。

２．監査役黒田和貴氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

３．監査役細野順三氏は、経営コンサルティング業を営む会社の経営者として、経営及び財務に関する豊富なコンサルティング経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

４．当社は、常勤監査役安達幸子氏、監査役黒田和貴氏及び監査役細野順三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

当事業年度中に退任した者はございません。

(3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

イ．当事業年度に係る取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役	5名	133百万円
（うち社外取締役）	（－）	（－）
監査役	3	15
（うち社外監査役）	（3）	（15）
合計	8	148

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、平成16年５月26日開催の第３回定時株主総会において年額500百万円以内と決議いただいております。また、別枠で、平成25年５月29日開催の第12回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプション報酬額として年額100百万円以内と決議いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、平成16年５月26日開催の第３回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。

ロ．社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外監査役が、役員を兼任する子会社から役員として受けた報酬等の総額は1,200千円であります。

(4) 社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査役黒田和貴氏は、黒田和貴税理士事務所の代表を兼務し、株式会社ジェイブライダル、株式会社ジェイメディックス、株式会社ジェイトレード、株式会社ジェイキャストの社外監査役であります。なお、株式会社ジェイブライダル、株式会社ジェイメディックス、株式会社ジェイトレード及び株式会社ジェイキャストは当社の子会社であります。また、黒田和貴税理士事務所と当社との間には特別の関係はありません。

・監査役細野順三氏は、freebalance株式会社の代表取締役を兼務し、株式会社カランド、ソルト・コンソーシアム株式会社、株式会社海帆の社外監査役であります。なお、当該法人等と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ．取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（17回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
常勤監査役 安達幸子	17回	100.0%	12回	100%
監査役 黒田和貴	15	88.2	12	100
監査役 細野順三	16	94.1	12	100

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

ロ．取締役会及び監査役会における発言状況

・常勤監査役安達幸子氏は、他社での役員経験等の豊富な業務経験に基づき、主にコーポレート・ガバナンスの見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

・監査役黒田和貴氏は、税理士としての見識に基づき、主に財務及び会計的な見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

・監査役細野順三氏は、経営及び財務に関する豊富なコンサルティング経験や企業経営者としての経験、知見に基づき、客観的観点から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

社外監査役である安達幸子氏、黒田和貴氏、細野順三氏との当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

５．会計監査人の状況

① 名称

あらた監査法人

② 報酬等の額

	支　　払　　額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	23,200千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,200千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社監査役会が、会社法第340条第１項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 全ての役員及び従業員が、法令及び定款を遵守することは勿論のこと、企業倫理の向上を図り、誠実に行動するよう徹底する。
- 取締役は、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督し、法令及び定款への適合性に関し問題が生じた場合は、取締役会及び監査役会へ報告する。
- 社外監査役を選任し、独立的な立場から、取締役の職務執行が適正に行われるよう監督・監査体制の充実を図る。
- コンプライアンスの確保・推進のため、「コンプライアンス基本規程」を制定し、全社的なコンプライアンス体制の整備に努める。
- 法令及び定款等に反する行為等を早期発見、是正することを目的のひとつとして、社内外への通報システムを整備する。
- 情報資産を適切に管理・利用するため、「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ管理規程」を定め、体制整備に努める。
- いかなる場合においても反社会勢力に対し金銭その他の経済的利益を提供せず、反社会勢力排除のための規程を定め、これを遵守する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報、法令上保存を義務付けられている文書及び重要な会議の議事録、稟議書、契約書並びにそれらに関連する資料等を書面または電磁的媒体に記録し、社内規程に基づき適切に保存、管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 各本部、支店、部・室、課、店舗等の長は、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等に基づき付与された権限の範囲内で事業を遂行し、付与された権限を超える事業を行う場合は、「職務権限規程」に従い上位への稟議申請と許可を要し、許可された事業の遂行に伴う損失の危険を管理する。
- 本部長及び室長は、当該本部及び室で起こりえる各種の事業リスクを想定し、予めリスク回避に努めるとともに、リスクとなり得る事実が発生した場合には迅速かつ適切に対応し、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努める。
- 不測の事態が発生した場合あるいは新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、取締役会等に報告し、責任者を決定して速やかに対応する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 取締役会は、毎月１回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項に関して的確な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況を監督する。
- 取締役の職務執行体制の充実と効率化を図るため、執行役員制度を採用する。各部門を直接指揮・監督する執行役員は取締役会において選任され、取締役会が定めた責務を遂行する。
- 経営の効率性及び透明性を確保し、経営環境の変化に迅速に対応していくため、執行役員以上によって構成される幹部会議を毎月１回以上開催し、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を確保する。幹部会議では、取締役会決議事項の予備的な審議の充実を図るとともに、個別課題の審議及び決定、業務の執行状況の報告等を行う。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 企業集団における業務の適正を確保するため「子会社管理規程」を定め、これに基づく統制を行うとともに、子会社が行う重要な意思決定については当社の承認が必要な旨を定め、適切な子会社管理と指導を行う。
- 当社は、毎月１回、当社及び子会社の取締役が出席するグループ会社報告会を開催し、当社子会社における重要な事象について報告させるとともに、対応を協議する。
- 当社の監査役は、業務及び財産状況の調査において、当社はもとより、必要に応じて子会社からの報告を求め、また子会社に赴き調査を行う。
- 子会社はその事業の性質及び規模に応じて、事業や投資に関するリスクを適切に管理し、当社は、当該子会社のリスク管理体制の運用を支援する。
- 子会社は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社グループの定めるコンプライアンス基本規程に従う。
- 当社のグループ監査室は、内部監査計画に基づき定期的に子会社の内部監査を実施し、業務改善指導等を通じて、企業集団における業務の適正の確保に努める。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人を任命する。また、重要事項については、管理本部等が適宜監査役の補助体制をとることとする。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人は、監査業務に必要な指示命令に関して取締役の指示命令を受けず、取締役から独立してその職務を遂行する。また、その独立性を確保するため、使用人の任命及び解任並びに人事異動について、監

査役が異議を申し出た場合には、取締役会等において適切に対処する。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項あるいは著しい損害を及ぼす事実が発生、または発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役から要請がある場合はその事項を、監査役に対し速やかに報告する。また、上記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとし、当社は必要な報告体制の整備充実に努める。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 監査役は、取締役会及び社内の重要会議に出席し、必要に応じ意見を述べ、取締役及び使用人にその説明を求めることとする。
- 監査役は、会計監査人、内部監査担当者等と相互に連携して監査を実施する。当社は必要に応じて、監査役が顧問弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部の有識者を活用することができる体制を確保し、監査業務の円滑な推進に努める。
- 監査役と代表取締役との意見交換の場を定期的に設け、適正な監査の実現に努める。

⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保し、適正な財務情報を開示していくための基本方針及び関連規程を定め、必要な体制を整備する。

7．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（平成27年２月28日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**1,550,665**	**流動負債**	**2,882,699**
現金及び預金	749,852	買掛金	581,055
売掛金	381,352	一年以内償還予定の社債	46,000
たな卸資産	95,504	一年以内返済予定長期借入金	963,227
繰延税金資産	28,382	未払金	790,486
その他	306,438	リース債務	68,960
貸倒引当金	△10,864	未払法人税等	47,140
固定資産	**7,103,644**	未払消費税等	187,551
有形固定資産	**5,453,103**	預り金	89,828
建物及び構築物	3,284,808	資産除去債務	5,127
工具器具備品	329,025	その他	103,320
土地	1,632,852	**固定負債**	**3,750,608**
リース資産	181,757	社債	138,000
建設仮勘定	20,713	長期借入金	3,187,034
その他	3,946	リース債務	139,228
無形固定資産	**50,878**	資産除去債務	67,241
のれん	37,695	その他	219,103
リース資産	7,494	**負債合計**	**6,633,307**
その他	5,688	**純資産の部**	
投資その他の資産	**1,599,661**	**株主資本**	**2,069,577**
投資有価証券	8,230	**資本金**	**1,068,969**
差入保証金	1,337,668	**資本剰余金**	**998,969**
繰延税金資産	43,218	**利益剰余金**	**77,660**
その他	217,620	**自己株式**	**△76,021**
貸倒引当金	△7,075	**その他の包括利益累計額**	**△46,371**
繰延資産	**5,641**	**為替換算調整勘定**	**△46,371**
株式交付費	2,853	**新株予約権**	**3,438**
社債発行費	2,787	**純資産合計**	**2,026,643**
資産合計	**8,659,951**	**負債純資産合計**	**8,659,951**

連結損益計算書

（平成26年３月１日から
平成27年２月28日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**13,665,612**
売上原価	**4,238,454**
売上総利益	**9,427,158**
販売費及び一般管理費	**9,359,565**
営業利益	**67,592**
営業外収益	**123,577**
営業外費用	**91,543**
経常利益	**99,627**
特別利益	**40,621**
固定資産売却益	7,320
債務免除益	33,301
特別損失	**42,410**
減損損失	9,438
店舗閉鎖損失	11,137
貸倒損失	21,834
税金等調整前当期純利益	**97,839**
法人税、住民税及び事業税	60,930
法人税等調整額	8,036
少数株主損益調整前当期純利益	28,872
当期純利益	**28,872**

連結株主資本等変動計算書

（平成26年３月１日から
平成27年２月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年３月１日　残高	1,068,969	998,969	64,781	△76,000	2,056,719
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△15,992	－	△15,992
当期純利益	－	－	28,872	－	28,872
自己株式の取得				△21	△21
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	12,879	△21	12,857
平成27年２月28日　残高	1,068,969	998,969	77,660	△76,021	2,069,577

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
平成26年３月１日　残高	△26,300	△26,300	－	2,030,418
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△15,992
当期純利益	－	－	－	28,872
自己株式の取得				△21
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△20,070	△20,070	3,438	△16,632
連結会計年度中の変動額合計	△20,070	△20,070	3,438	△3,775
平成27年２月28日　残高	△46,371	△46,371	3,438	2,026,643

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	11社
・連結子会社の名称	株式会社ジェイプロジェクト
	株式会社ジェイブライダル
	株式会社ジェイメディックス
	株式会社ジェイトレード
	株式会社ディアジェイ
	株式会社ジェイキャスト
	株式会社ジェイエイト
	株式会社ＳＡＲＵ
	株式会社ジェイグループインターナショナル
	サンクスマインド株式会社
	NEW FIELD HONOLULU,INC.

当連結会計年度からサンクスマインド株式会社を連結の範囲に含めております。これは、平成26年３月１日に株式の取得により子会社化したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めることとしたものであります。

(2) 持分法に関する事項

・関連会社の数	２社
・関連会社の名称	株式会社ローズネット販売
	株式会社志摩ローズファーム

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちNEW FIELD HONOLULU,INC.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．デリバティブ	時価法
ロ．たな卸資産の評価基準及び評価方法	
商品、原材料及び貯蔵品	最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ィ．有形固定資産　定率法によっております。
ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	２～47年
車両運搬具	２～６年
工具器具備品	２～20年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間の均等償却によっております。

ロ．無形固定資産　定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

ハ．リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

ニ．長期前払費用　均等償却を採用しております。
なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③ 繰延資産の処理方法

イ．株式交付費　３年にわたり均等償却しております。

ロ．社債発行費　社債償還期間（５年間）にわたり均等償却しております。

④ 重要な引当金の計上基準

ィ．貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

ィ．ヘッジ会計の方法　繰延ヘッジ処理によっております。
なお、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象　ヘッジ手段…金利スワップ取引
ヘッジ対象…借入金の利息

ハ．ヘッジ方針　借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法　　ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間　　のれんの償却については、のれんの効果がおよぶ期間（５～10年間）の定額法により償却を行っております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

(5) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等の変更

該当事項はありません。

２．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

建物及び構築物	1,416,408千円
土地	1,632,766千円
計	3,049,174千円

担保付債務は次のとおりであります。

一年以内返済予定長期借入金	301,694千円
長期借入金	1,568,160千円
計	1,869,854千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　　5,096,797千円

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	8,196,400	－	－	8,196,400
合計	8,196,400	－	－	8,196,400
自己株式				
普通株式（注）	200,000	35	－	200,035
合計	200,000	35	－	200,035

（注）単元未満株式の買い取りにより、自己株式が35株増加しております。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月29日定時株主総会	普通株式	7,996	1	平成26年２月28日	平成26年５月30日	利益剰余金
平成26年10月10日取締役会	普通株式	7,996	1	平成26年８月31日	平成26年10月31日	利益剰余金

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年5月28日定時株主総会	普通株式	11,994	1.5	平成27年２月28日	平成27年５月29日	利益剰余金

(3) 当連結会計年度の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　300,000株

４．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金に限定し、資金調達については、主に銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び差入保証金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金はすべて２ヶ月以内のものであります。また、外貨建ての営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

借入金及びリース債務の使途は、主に設備投資目的であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して、支払利息の固定化を実施しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権に係る信用リスクは、担当部署が信用状態を検証し、相手先の状況のモニタリングを行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

また、デリバティブ取引を利用して金利等の変動リスクをヘッジしております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「(2)金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
① 現金及び預金	749,852	749,852	－
② 売掛金	381,352	381,352	－
③ 投資有価証券			
その他有価証券	8,200	7,900	△300
④ 差入保証金	1,337,668	1,336,812	△855
⑤ 買掛金	(581,055)	(581,055)	－
⑥ 社債	(184,000)	(183,913)	△86
⑦ 長期借入金	(4,150,261)	(3,959,040)	△191,221
⑧ リース債務	(208,189)	(222,146)	13,957
⑨ デリバティブ取引	－	－	－

(※)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

(注) 1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらはその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	8,200	8,200	－
	債券	－	－	－
	その他	－	－	－
合計		8,200	8,200	－

(注)債券（連結貸借対照表計上額　30千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

④ 差入保証金

差入保証金の時価については、合理的に見積った期間でその将来キャッシュ・フローの合計額を、決算日現在の国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

⑤ 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥ 社債

これらの時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑦ 長期借入金、⑧ リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑨ デリバティブ取引

イ．ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものはありません。

ロ．ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額は、次のとおりであります。

（単位：千円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価
				うち1年超	
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定 受取変動	長期借入金	519,928	455,346	（※）

（※）金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記⑦参照）。

（注）２．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内
現金及び預金	749,852
売掛金	381,352
合計	1,131,204

（注）３．長期借入金及びリース債務の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
長期借入金	963,227	1,141,678	783,093	401,197	233,650	414,816	212,600
リース債務	68,960	54,068	42,141	28,490	14,528	－	－
合計	1,032,187	1,195,746	825,234	429,687	248,178	414,816	212,600

５．賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、愛知県及び東京都において、賃貸用の不動産を有しております。

(2) 賃貸等不動産時価等に関する事項

（単位：千円）

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,717,035	417,966	2,135,002	2,118,737

(注) １．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注) ２．当連結会計年度増減額は、新規取得による増加466,844千円及び減価償却による減少48,877千円であります。

(注) ３．当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づく金額であります。

６．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　253円02銭

(2) １株当たり当期純利益　3円61銭

7．固定資産の減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途場所	種別	減損損失
飲食店舗 東京都他 2店舗	建物附属設備	7,460千円
	工具器具備品	1,062千円
	一括償却資産	414千円
	長期前払費用	500千円
	計	9,438千円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。店舗については収益性の低下により営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額9,438千円を減損損失として特別損失に計上しております。

また、資産グループ毎の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は売却が困難であるため零として評価しております。

８．企業結合等関係に関する注記

取得による企業結合

１．企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　　サンクスマインド株式会社

事業の内容　　飲食店の経営　他

(2) 企業結合を行った主な理由

飲食事業及び弁当事業の取得により、飲食事業の規模の拡大と間接業務の一体的運用による効率化を図り、飲食事業の競争力を一層高めるため、子会社化いたしました。

(3) 企業結合日

平成26年３月１日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

結合後の企業名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	0%
企業結合日に追加取得した議決権比率	100%
取得後の議決権比率	100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

飲食事業における既存店の立地特性及び間接業務の一体的運用による効率化が可能であるなど、総合的に勘案した結果であります。

２．計算書類に含まれる取得した企業の業績の期間

平成26年３月１日から平成27年２月28日まで

３．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

36,969千円

(2) 発生原因

取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

(3) 償却方法及び償却期間

５年間にわたる均等償却

９．資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

飲食事業における出店の賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約期間に応じて1年から15年と見積り、割引率は0.1～1.3％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	63,994千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	8,163千円
時の経過による調整額	380千円
資産除去債務の履行による減少額	△169千円
期末残高	72,369千円

10. 決算日の後の法人税等の税率変更に関する注記

「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）及び「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以降に開始する連結会計年度から法人税率等が変更されることとなりました。

これに伴い、平成28年３月１日から開始する連結会計年度以降において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が35.3％から32.8％に変更されます。なお、この変更による影響は軽微であります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年４月15日

株式会社ジェイグループホールディングス

取締役会　御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　中嶋　康博　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　市原　順二　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ジェイグループホールディングスの平成26年３月１日から平成27年２月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイグループホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

（平成27年２月28日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**1,249,630**	**流動負債**	**1,967,722**
現金及び預金	105,661	一年以内返済予定長期借入金	400,525
売掛金	4,243	リース債務	33,787
商品及び製品	50	未払金	1,476,763
貯蔵品	452	未払費用	2,279
前払費用	115,705	未払法人税等	18,831
繰延税金資産	2,108	未払消費税等	8,899
未収入金	1,020,444	預り金	12,021
その他	7,977	その他	14,614
貸倒引当金	△7,012	**固定負債**	**1,923,369**
固定資産	**4,738,855**	長期借入金	1,688,127
有形固定資産	**2,980,453**	リース債務	95,608
建物	1,422,810	預り保証金	82,986
車両運搬具	1,902	その他	56,646
工具器具備品	33,432	**負債合計**	**3,891,091**
土地	1,404,986	**純資産の部**	
リース資産	112,201	**株主資本**	**2,096,810**
建設仮勘定	5,119	**資本金**	**1,068,969**
無形固定資産	**11,982**	**資本剰余金**	**998,969**
商標権	3,160	資本準備金	998,969
ソフトウェア	1,327	**利益剰余金**	**104,893**
リース資産	7,494	その他利益剰余金	104,893
投資その他の資産	**1,746,419**	繰越利益剰余金	104,893
投資有価証券	7,010	**自己株式**	**△76,021**
関係会社長期貸付金	17,500	**新株予約権**	**3,438**
長期貸付金	8,801	**純資産合計**	**2,100,248**
関係会社株式	364,043		
保険積立金	106,182		
長期前払費用	52,160		
繰延税金資産	32,435		
差入保証金	1,164,912		
その他	450		
貸倒引当金	△7,075		
繰延資産	**2,853**		
株式交付費	2,853		
資産合計	**5,991,339**	**負債純資産合計**	**5,991,339**

損益計算書

（平成26年３月１日から
平成27年２月28日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	2,571,704
売上原価	1,665,622
売上総利益	906,082
販売費及び一般管理費	803,919
営業利益	102,162
営業外収益	28,434
協賛金	2,998
賃貸料収入	20,092
その他	5,343
営業外費用	60,772
支払利息割引料	36,717
賃貸料原価	20,875
その他	3,179
経常利益	69,824
特別損失	36,659
関係会社株式評価損	13,000
貸倒損失	23,659
税引前当期純利益	33,164
法人税、住民税及び事業税	17,463
法人税等調整額	7,481
当期純利益	8,219

株主資本等変動計算書

（平成26年３月１日から
平成27年２月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成26年３月１日　残高	1,068,969	998,969	998,969	112,667	112,667	△76,000	2,104,605
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	－	－	－	△15,992	△15,992	－	△15,992
当期純利益	－	－	－	8,219	8,219	－	8,219
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△21	△21
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△7,773	△7,773	△21	△7,794
平成27年２月28日　残高	1,068,969	998,969	998,969	104,893	104,893	△76,021	2,096,810

	新株予約権	純資産合計
平成26年３月１日　残高	－	2,104,605
事業年度中の変動額		
剰余金の配当	－	△15,992
当期純利益	－	8,219
自己株式の取得	－	△21
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	3,438	3,438
事業年度中の変動額合計	3,438	△4,356
平成27年２月28日　残高	3,438	2,100,248

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ．関係会社株式　　移動平均法による原価法

ロ．その他有価証券

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　　移動平均法による原価法

② デリバティブ　　時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品、原材料及び貯蔵品　　最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　　定率法によっております。
ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～47年
車両運搬具	５～６年
工具器具備品	４～20年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間の均等償却によっております。

② 無形固定資産　　定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リース資産　　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 長期前払費用　　均等償却を採用しております。
なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

① 株式交付費	３年にわたり均等償却しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…金利スワップ取引 ヘッジ対象…借入金の利息
③ ヘッジ方針	借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。
④ ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理	税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

建物	1,151,704千円
土地	1,404,986千円
計	2,556,691千円

担保付債務は次のとおりであります。

一年以内返済予定長期借入金	277,574千円
長期借入金	1,284,990千円
計	1,562,564千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　808,142千円

(3) 偶発債務

債務保証

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

㈱ジェイプロジェクト	636,380千円
㈱ジェイブライダル	93,960千円
㈱ジェイメディックス	307,290千円
㈱ジェイトレード	9,700千円
㈱ＳＡＲＵ	59,722千円
㈱ジェイエイト	87,000千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	849,866千円
② 短期金銭債務	1,345,185千円
③ 長期金銭債権	17,500千円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	
売上高	2,177,229千円
その他の営業取引高	78,750千円
② 営業取引以外の取引による取引高	24,349千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

① 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　200,035株

② 当連結会計年度の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　300,000株

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生要因は、未払事業税、貸倒引当金、関係会社株式評価損等であり、評価性引当額を控除しております。

６．関連当事者との取引に関する注記

(1)　子会社等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱ジェイプロジェクト	(所有)直接100.0	役員の兼任	不動産の賃貸	不動産賃貸	1,305,435	関係会社未収入金	421,920
				経営指導	経営指導料（注３）	578,259		
				売上の預り金	―	―	関係会社未払金	962,712
				債務の保証	債務保証（注２）	989,857	―	―
子会社	㈱ジェイブライダル	(所有)直接100.0	役員の兼任	債務の保証	債務保証（注２）	67,460	―	―
子会社	㈱ジェイメディックス	(所有)直接100.0	役員の兼任	債務の保証	債務保証（注２）	307,290	―	―
				経営指導	経営指導料（注３）	39,437	関係会社未収入金	194,190
子会社	㈱ジェイトレード	(所有)直接100.0	役員の兼任	債務の保証	債務保証（注２）	9,700	―	―
子会社	㈱ディアジェイ	(所有)直接100.0	―	不動産の賃貸	不動産賃貸	9,149	関係会社未収入金	94,092
				経営指導	経営指導料（注３）	1,257		
子会社	㈱SARU	(所有)直接100.0	役員の兼任	債務の保証	債務保証（注２）	59,722	―	―
子会社	㈱ジェイエイト	(所有)直接100.0	役員の兼任	不動産の賃貸	不動産賃貸	60,790	関係会社未収入金	70,271
				経営指導	経営指導料（注３）	14,200		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．価格の決定については、市場価格を勘案して一般的条件と同様に決定しております。

２．債務保証は金融機関からの借入に対して行っているものであります。なお、保証料は受領しておりません。

３．経営指導料は、毎期各関連当事者の業績を勘案しながら交渉の上決定しております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	262円22銭
(2) １株当たり当期純利益	1円03銭

８．決算日の後の法人税等の税率変更に関する注記

「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）及び「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以降に開始する当事業年度から法人税率等が変更されることとなりました。

これに伴い、平成28年３月１日から開始する当事業年度以降において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が35.3%から32.8%に変更されます。なお、この変更による影響は軽微であります。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年４月15日

株式会社ジェイグループホールディングス

取締役会　御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　中嶋　康博　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　市原　順二　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ジェイグループホールディングスの平成26年３月１日から平成27年２月28日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年３月１日から平成27年２月28日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、グループ監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及びその他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、支店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及びその他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人あらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年４月16日

株式会社ジェイグループホールディングス　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　安達　幸子 ㊞

監　査　役（社外監査役）　黒田　和貴 ㊞

監　査　役（社外監査役）　細野　順三 ㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題のひとつと考えております。引き続き、成長投資に充当するための内部留保は重視してまいりますが、株主の皆様への利益還元の重要性を鑑み、今後の事業展開等を勘案いたしまして、当期の期末配当は、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金１円50銭　　総額は11,994,548円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年５月29日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第28条（取締役の責任免除）及び第38条（監査役の責任免除）の規定を変更するものであります。尚、定款第28条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．提案の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
（取締役の責任免除） 第28条　（省略） ２　当会社は会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。	（取締役の責任免除） 第28条　（省略） ２　当会社は会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。
（監査役の責任免除） 第38条　（省略） ２　当会社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。	（監査役の責任免除） 第38条　（省略） ２　当会社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第３号議案　取締役２名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役安田博氏は辞任により退任されます。つきましては、経営体制の強化を図るため社外取締役として取締役２名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	※ 細野順三（ほその じゅんぞう） (昭和46年10月26日生)	平成９年３月　株式会社財務工房入社 平成12年３月　ニューブリッジ株式会社入社 平成13年５月　同社取締役 平成16年11月　freebalance株式会社代表取締役(現任) 平成17年１月　株式会社カランド社外監査役(現任) 平成17年４月　ソルト・コンソーシアム株式会社社外監査役(現任) 平成19年５月　当社社外監査役（現任） 平成25年６月　株式会社海帆社外監査役（現任）	8,000株
2	※ 赤坂大輔（あかさか だいすけ） (昭和41年７月７日生)	平成元年４月　株式会社ケン・コーポレーション入社 平成７年８月　有限会社インターナショナルバケイションリゾートジャパン設立　代表取締役社長 平成21年８月　有限会社インターナショナルバケイションリゾートジャパンを改組し、株式会社アーバンスタイルコミュニケーションズ設立　代表取締役社長（現任） 平成25年４月　株式会社トレジャーアイランド社外取締役（現任）	－　株

（注）１．※は、新任の取締役候補者であります。

２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．細野順三氏及び赤坂大輔氏は、社外取締役候補者であります。

４．(1)細野順三氏を社外取締役候補者とした理由は、当社の社外監査役を８年間務め、当社の事業内容等に精通してこられた経験を、当社の経営体制の強化に活かしていただける人材として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。

(2)赤坂大輔氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は長年にわたり株式会社アーバンスタイルコミュニケーションズの経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の

専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。

5．細野順三氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって８年となります。

6．細野順三氏及び赤坂大輔氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

7．細野順三氏及び赤坂大輔氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役細野順三氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
安田　博（やすだ　ひろし） （昭和33年８月23日生）	昭和56年４月　日本レヂャー開発株式会社入社 平成４年８月　名古屋レジャー開発株式会社取締役 平成８年９月　株式会社ジェイメディックス監査役 平成９年３月　有限会社ジェイプロジェクト入社 平成11年８月　株式会社ジェイメディックス取締役 平成13年３月　当社監査役 平成16年５月　当社常務取締役管理本部長 平成17年11月　株式会社ジェイブライダル取締役 平成19年12月　当社常務取締役経理財務担当 平成20年７月　当社常務取締役内部監査室長 平成24年９月　当社常務取締役グループ監査室長（現任） 同　株式会社ジェイプロジェクト監査役（現任）	206,000株

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．安田博氏は、現在、当社の取締役であり、同氏にかかる監査役選任議案が本総会において承認された場合には、同氏は本総会終結の時をもって、当社取締役を辞任により退任する予定です。

３．第２号議案「定款一部変更の件」（監査役の責任免除）が原案どおり承認可決され、本議案において安田博氏の選任が承認された場合、当社は会社法第427条第１項の規定により、同氏との間で、同法第423条第１項の行為による賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額といたします。

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

所 在 地：名古屋市西区牛島町６－１
会　　場：名古屋ルーセントタワー16階 会議室
電　　話：052－588－7551



交通　ＪＲ名古屋駅／地下鉄東山線・桜通線名古屋駅／名鉄名古屋駅／近鉄名古屋駅／あおなみ線名古屋駅／地下道直結 徒歩５分

お願い

１．駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い申しあげます。

２．昨年から、株主総会ご来場の株主様へのお土産は取りやめさせていただいております。なにとぞご理解いただきますよう、お願い申しあげます。